

# 藤沢市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

2008年3月

総務部職員課

## 1 本市の技能労務職員等の職員数等の推移

本市の技能労務職員については、第2次行政改革（平成13年度から平成17年度まで）から第3次行政改革推進プラン（平成18年度から平成22年度まで）に至る中で事務・事業の見直しに伴う民間委託、退職者不補充を継続してきました。技能労務職員等の職員数等の推移は次のとおりとなっています。

### (1) 職員数の推移

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
清掃職員	202	197	188	184	181
給食調理員	139	132	132	123	112
その他	248	238	235	220	199
全体	589	567	555	527	492
前年比		△ 22	△ 12	△ 28	△ 35
平成15年度比		△ 22	△ 34	△ 62	△ 97
(参考：平成13年度比)	△ 30	△ 52	△ 64	△ 92	△ 127

### (2) 給与の推移

(単位：円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
清掃職員	平均給料	333,500	331,000	333,480	338,280
	平均給与	403,615	399,796	407,245	417,231
給食調理員	平均給料	311,900	308,400	313,400	313,456
	平均給与	384,939	361,089	370,971	370,494
その他	平均給料	326,400	322,300	324,372	329,390
	平均給与	389,089	383,679	392,993	399,337
全体	平均給料	325,362	322,074	324,848	328,775
	平均給与	388,204	384,007	367,389	398,853
神奈川県	平均給料	361,362	354,039	361,172	361,393
	平均給与	437,970	427,175	422,288	422,880
国	平均給料	286,340	283,384	285,008	286,500
	平均給与	321,829	323,950	316,350	318,595

### (3) 採用数の推移

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
清掃職員	3	2	0	0	4
給食調理員	0	0	0	0	0
その他	1	0	2	0	0
合計	4	2	2	0	4

## (4) 退職者数の推移

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
清 掃 職 員	7	9	4	7	8
給 食 調 理 員	7	0	9	11	7
そ の 他	10	5	15	21	12
合 計	24	14	28	39	27

## 2 本市の技能労務職員の給与等の現状

## (1) 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員 民 間 参 考									
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
全 体	44.8 歳	492 人	333,504 円	443,936 円	397,422 円	-	- 歳	- 円	-	
内 訳	清 掃 職 員	44.4 歳	181 人	340,041 円	483,407 円	409,572 円	廃棄物処理 業従事者	43.3 歳	299,800 円	1.61
	給 食 調 理 員	45.4 歳	112 人	319,195 円	378,776 円	372,006 円	調理師	38.9 歳	278,500 円	1.36
	用 務 員	45.8 歳	80 人	340,634 円	471,532 円	410,593 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	2.08
	自動車運転手	52.5 歳	11 人	362,491 円	527,009 円	430,729 円	自家用自動 車運転手	55.6 歳	267,300 円	1.97
	電話交換手	53.3 歳	5 人	420,460 円	598,316 円	478,202 円	-	- 歳	- 円	-
	そ の 他	43.0 歳	103 人	324,724 円	407,630 円	386,002 円	-	- 歳	- 円	-
神 奈 川 県	45.5 歳	182 人	355,252 円	- 円	415,285 円	-	- 歳	- 円	-	
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	- 円	320,514 円	-	- 歳	- 円	-	
類 似 団 体	46.5 歳	- 人	347,009 円	424,662 円	404,051 円	-	- 歳	- 円	-	

(注) (1) 民間のデータは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表されている平成16年～平成18年の3ヶ年平均データを使用しています。

(2) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

## (2) 職種ごとの経験年数別・平均給料月額状況

(単位：百円)

区分	全体		内 訳											
			清掃職員		給食調理員		用務員		自動車運転手		電話交換手		その他	
	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額
1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1年以上2年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年以上3年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年以上5年未満	1	2,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,108
5年以上7年未満	2	2,153	2	2,153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7年以上10年未満	11	2,107	7	2,170	1	2,000	0	0	0	0	0	0	3	1,996
10年以上15年未満	50	2,548	21	2,625	12	2,385	4	2,678	0	0	0	0	13	2,533
15年以上20年未満	113	2,904	29	2,866	34	2,909	20	2,886	2	2,830	0	0	28	2,956
20年以上25年未満	112	3,200	32	3,195	31	3,174	21	3,153	0	0	0	0	28	3,270
25年以上30年未満	58	3,610	29	3,677	9	3,562	9	3,422	1	3,519	1	3,967	9	3,597
30年以上35年未満	71	4,035	23	4,101	21	3,862	11	4,036	4	4,201	2	4,167	10	4,156
35年以上	74	4,074	38	4,067	4	4,108	15	4,178	4	3,473	2	4,362	11	4,109
合計	492	3,335	181	3,400	112	3,192	80	3,406	11	3,625	5	4,205	103	3,247

## (3) 職種ごとの年齢別・平均給料月額状況

(単位：百円)

区分	全体		内 訳											
			清掃職員		給食調理員		用務員		自動車運転手		電話交換手		その他	
	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額
28歳未満	5	1,975	2	1,980	1	2,000	0	0	0	0	0	0	2	1,958
28歳以上32歳未満	30	2,358	14	2,334	5	2,224	0	0	0	0	0	0	11	2,449
32歳以上36歳未満	57	2,702	29	2,768	8	2,498	6	2,626	0	0	0	0	14	2,718
36歳以上40歳未満	73	2,915	28	2,978	13	2,674	19	2,881	2	2,830	0	0	11	3,113
40歳以上44歳未満	92	3,129	20	3,312	29	2,998	17	3,153	0	0	0	0	26	3,120
44歳以上48歳未満	68	3,497	25	3,681	21	3,302	8	3,410	0	0	1	3,967	13	3,473
48歳以上52歳未満	34	3,728	9	3,929	9	3,566	9	3,719	1	3,519	1	4,010	5	3,659
52歳以上56歳未満	39	4,142	22	4,127	2	4,053	6	4,122	4	4,191	2	4,308	3	4,180
56歳以上60歳未満	84	4,185	29	4,222	20	4,098	15	4,195	2	4,172	1	4,430	17	4,201
60歳以上	10	2,794	3	2,794	4	2,794	0	0	2	2,794	0	0	1	2,794
合計	492	3,335	181	3,400	112	3,192	80	3,406	11	3,625	5	4,205	103	3,247

(4) 給料表の種類、級数及び職員数

技能労務職員の給料表は、行政職給料表(2)を適用しています。

給料表は、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

種 類	適用人数	1級	2級	3級	4級	5級
行政職給料表(2)適用	492人	8人	59人	258人	158人	9人
平均給料	3,335 百円	2,043 百円	2,445 百円	3,127 百円	4,019 百円	4,268 百円

(5) 昇給の基準

昇給の基準については、人事評価制度を導入しています。

人事評価制度は、職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、評価結果を昇任・昇格、給与(昇給、勤勉手当)などに反映させることとしています。

昇給の基準は、勤務成績が良好である職員を標準として、勤務実績に応じて昇給号数を決定することとしています。

区 分	勤務成績が極めて良好である職員	勤務成績が特に良好である職員	勤務成績が良好である職員	勤務成績がやや良好である職員	勤務成績が良好でない職員
一般職員	8号給以上	5又は6号給	4号給	2又は3号給	0号給
56歳以上職員	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給

(6) その他の給与の状況

職員に支給する諸手当として、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当する者に支給しています。

技能労務職員に支給されている諸手当のうち、特殊勤務手当の状況は次のとおりです。

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 単 価
清掃作業手当	(1)ごみ、し尿、汚水の収集若しくは終末処理作業 (2)処理施設の各種槽、煙導、連続焼却炉又は粗大ごみ破砕機の清掃、緊急修理作業	日 額 580 円以内
死 畜 処 理 手 当	犬、猫その他動物の死体を完全に処理した場合	1 件 210 円
現 場 作 業 手 当	(1)道路又は下水道施設の特殊な整備、補修若しくは清掃作業 (2)市民病院における入院患者の給食調理作業	日 額 300 円以内
高 所 作 業 手 当	10m以上の高所における清掃用移動クレーンの点検整備作業	1 勤務 550 円以内
夜 間 業 務 手 当	深夜における業務に従事した場合	1 勤務 920 円以内
大型車両等運転業務手当	大型自動車又は特殊自動車の運転業務	日 額 350 円以内
病 院 業 務 手 当	市民病院における医療業務又は事務の業務	月 額 2,900 円

### 3 基本的な考え方

技能労務職員については、本市の第2次行政改革（平成13年度から平成17年度まで）において主要課題とした学校職場や清掃職場等を中心に退職者不補充を基本としてきました。

続く第3次行政改革推進プラン（平成18年度から平成22年度まで）や定員管理基本方針に則り、技能労務職員の従事する各職域の将来像の明確化を行う中で、技能労務職員全体としての職種変更や管理監督職への登用等の考え方、災害時の対応のあり方、職域間の異動のあり方、職域ごとの年齢構成等についての検証・検討を行っているところです。

さらに、給与の適正化についても、民間企業の賃金体系の変化や公務員制度改革等、給与制度を取り巻く情勢の変化、公務が担うべき業務やその職務内容の特性を踏まえ、給与制度全般についての見直しと、その運用や水準の適正化に引き続き取り組んでいます。

とりわけ平成19年度には、地方分権の進展、市民ニーズの高度化・複雑化等に対応した、能率的かつ適正な行政運営を確保するため、職務や職責、勤務実績に応じた給与制度への転換を実施しました。

このようなことから、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針の策定に当たっては、現在が第3次行政改革の推進期間中であることを勘案し、第3次行政改革推進プラン及び定員管理方針を基本として策定することとします。

### 4 具体的な取組内容

#### (1) 特殊勤務手当の見直し

技能労務職員に支給されている特殊勤務手当の総合的見直しを行っています。

勤務の特殊性・必要性・妥当性を検証し、時代の変化に伴う勤務内容等の変更や納得性の検証など総合的な点検を行った上で見直しを図ります。

#### (2) 新たな給与制度の検証

平成19年度に実施した給与構造改革後の給与制度全般の適正化について、検証・検討を進めます。

#### (3) 職員研修の充実

技能労務職員の業務の変革を踏まえ、単純労務業務からの脱却と職場の活性化を図るため、技能労務職員に対する研修制度の充実を図ります。

具体的には、これまで一般行政職と異なっていた研修内容を見直し、一般行政職と同様の接遇研修、政策形成研修などの研修項目を加えます。

#### (4) 災害初動時への対応

技能労務職員の災害時対応について、初動時応援職員に位置付け、初動時の災害対応を行い、その後においては本来の災害時対応業務に従事することに改めました。

#### (5) 選挙事務への従事

選挙事務については、これまで一部の技能労務職員のみ従事としてきましたが、全面的に選挙事務に従事することとし、投票事務従事職員、開票事務従事職員に任命することとしました。

#### (6) 職種間異動制度

技能労務職員の資質の向上、柔軟な職員配置と業務体制の構築を図るため、職域ごとのグループにおける異動制度を導入しました。

## (7) 職種変更制度

技能労務職員の持つ能力を職種・職域を超えた新たな場面で発揮させるとともに、職種・職域を超えた弾力的な職員配置の実現を図ることにより、職員の意欲と能力の向上及び公務能率の向上並びに組織の活性化を図るために職種変更制度を導入しました。

## (8) 職員数の削減

平成22年度までの第3次行政改革期間において、技能労務職員を含む職員の定員160人削減を目標に取り組んでいます。

## 5 職種ごとの具体的な取組内容

### (1) 収集部門の清掃職員

収集業務については、民間委託の割合を50%まで進める中で、戸別収集とごみ有料化の実施による今後のごみの減量効果を踏まえ、また、午前中収集、個別指導、ふれあい収集など市民サービスの向上のための効率的な収集体制について検討を進めます。

また、平成20年度から一部2人乗務による効率的な収集体制の整備を推進します。

### (2) 処理部門の清掃職員

処理施設については、神奈川県ごみ処理広域化計画(湘南東ブロック)と処理施設の老朽化、ごみ減量の効果を踏まえ、施設整備スケジュールに合わせた効率的な業務体制について検討を進めます。

なお、処理施設の運営については、北部環境事業所1号炉のPFI的手法(DBO方式)の効果を踏まえ、運営形態についても検討を進めます。

### (3) 学校給食調理員

学校給食業務については、第3次行政改革課題としてその期間中を退職者不補充とし、多様な任用形態の職員を活用し効率的な業務体制を維持していくこととしています。

なお、藤沢市学校給食検討委員会を設置し、今後の学校給食業務のあり方について、現在、検討を進めています。

### (4) 学校用務員

学校用務業務については、第3次行政改革課題として1校1人体制に向けた取り組みが進められています。

なお、1校1人体制における効率的な業務執行のため、グループ制、ブロック制による効率的な業務のあり方について検討を進めています。

### (5) 自動車運転員

自動車運転業務については、平成23年度の体制を専用車5台、マイクロバス1台とし、この間退職者不補充としています。

なお、専用車5台制における業務体制については、今後、検討を進めます。

### (6) 電話交換手

電話交換業務については、業務内容の発単やダイヤルインの再構築などの検討課題を見据えながら、また、他市における業務形態等の状況も踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

### (7) 介護福祉員

介護福祉員の業務については、介護保険制度により大きく変革したことにより現行の介護福祉員の業務内容を踏まえ、職種変更制度により一般行政職に職種を変更します。

### (8) 保育園調理員

保育園調理員の業務については、乳幼児食、アレルギー食の調理等の重要性を踏まえながらも効率的な業務体制を図るため、保育園1園につき2人体制(大規模園3人体制)を基本に多様な任用形態の職員を活用して効率的な業務体制を維持していくこととしています。

(9) 土木維持補修工務員

土木維持補修業務については、道路パトロールにおける危険箇所の発見等による危険回避や災害時の緊急応急措置による道路啓開などの責任領域を踏まえ、そのあり方について検討を進めます。

(10) 市民センター用務員・公民館用務員・病院用務員・公園工務員

この職種、職域については、将来にわたって補充を行わないこととし、今後の業務体制については、委託等により対応することとします。

(11) 看護助手

看護助手の業務については、当面、多様な任用形態の職員を活用して効率的な業務体制を維持することとします。

6 市民への情報開示

藤沢市では、職員課のホームページで職員の給与の状況等を公表していますが、今後とも積極的に公表するよう取り組みを進めます。

以 上